

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長補佐（業務担当）

外国人労働者に対する労災補償状況の把握に係る自由区分コードの登録について

外国人労働者に対する労災補償状況の把握については、平成28年3月31日付け基補発0331第5号により指示されたところであるが、労災行政情報管理システムの自由区分コードの追加設定及び入力対象等については下記のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう期されたい。

記

1 自由区分コードの追加設定

次の表のとおり自由区分コードを追加設定する。

自由区分コード	区分名称
05	不法就労者
06	技能実習生
07	その他の外国人

2 入力対象

労災保険給付の請求事案のうち、次の項目に該当する外国人労働者又は外国人労働者である可能性が高い者について、決定時まで、対応する自由区分コードを入力すること。

なお、平成28年度に決定するものから入力対象とすること。

(1) 不法就労者

観光、研修等の名目で入国、あるいは密入国し、資格がないにもかかわらず本邦において就労する外国人に係る労災保険給付請求事案について「05」を入力すること

(2) 技能実習生

技能実習生に係る労災保険給付請求事案について「06」を入力すること

(3) その他の外国人

外国籍を有する者であって、「不法就労者」及び「技能実習生」に該当しない者

に係る労災保険給付請求事案について「07」を入力すること

3 留意事項

本件入力に当たっては、保険給付等に係る調査過程で確認した範囲において入力することとして差し支えない。

平成 28 年 3 月 31 日現在

労災行政情報管理システムにおける自由区分コード一覧

自由区分コード	区分名称	入力対象
01	在宅勤務	在宅勤務者の労災保険給付請求事案
02	休業併給調整 (国共済)	国家公務員共済組合連合会の組合員等に対して、同一の事由により障害厚生年金が支給されたため、休業（補償）給付について併給調整を行った事案
03	休業併給調整 (地共済)	地方公務員共済組合連合会の組合員等に対して、同一の事由により障害厚生年金が支給されたため、休業（補償）給付について併給調整を行った事案
04	休業併給調整 (私学共済)	日本私立学校振興・共済事業団の組合員等に対して、同一の事由により障害厚生年金が支給されたため、休業（補償）給付について併給調整を行った事案
05	不法就労者	観光、研修等の名目で入国、あるいは密入国し、資格がないにもかかわらず本邦において就労する外国人に係る労災保険給付請求事案
06	技能実習生	技能実習生に係る労災保険給付請求事案
07	その他の外国人	外国籍を有する者であって、「不法就労者」及び「技能実習生」に該当しない者に係る労災保険給付請求事案